

## 24年ぶり改正のEU関税法、関税負担増加懸念

### ◆2016年5月1日より新しい関税法の適用開始

EUでは、物品貿易における通関手続きや関税などに関する法律については、1992年のEU発足時に制定された「欧州共同体関税法典（CCC：Community Customs Code）」が適用されてきた。この関税法が24年ぶりに改正され、16年5月1日より、新しい関税法「欧州連合関税法典（UCC：Union Customs Code）」が施行される。

新しい関税法が制定された背景には、通関手続きのIT化推進とともに、09年に発効したリスボン条約により欧州委員会の権限が強化されたことから、関税法の実施細則もこれに対応して修正する必要があることがある。またUCC制定の目的としては、EUとして関税関連業務の統一化を図り、各国の税関により判断が異なるような状況を回避することが挙げられている。通関手続きの電子化については、20年末までの導入が目標とされている。

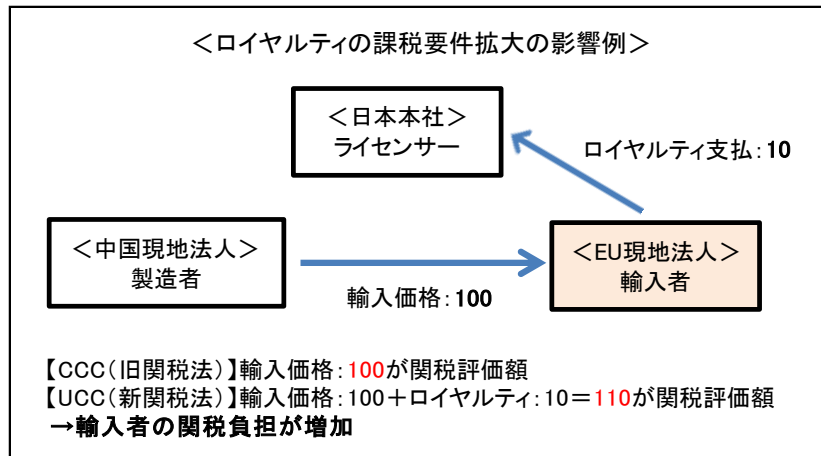
### ◆新関税法の主な変更点：ロイヤルティ課税要件拡大とファーストセール廃止

グローバル展開している企業で、EUの現地法人がEU域外のグループ内企業から製品輸入をしている場合、新しい関税法の施行により主に以下の2点の影響を受ける可能性がある。

#### （1）ロイヤルティの課税要件の拡大

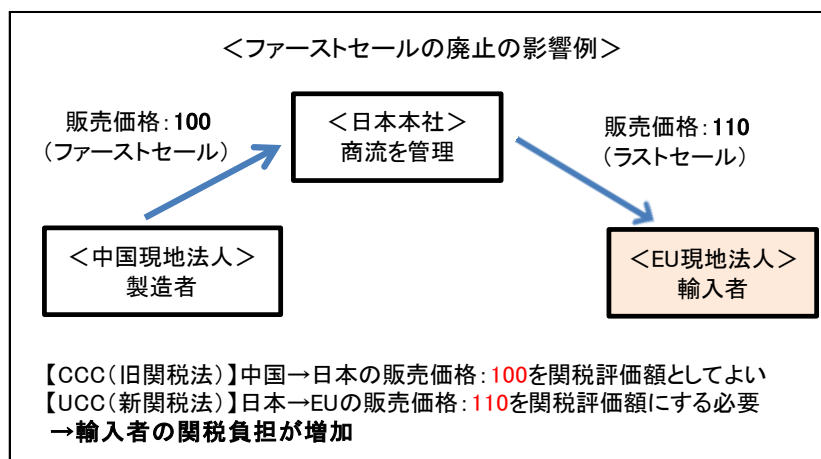
旧関税法においては、ロイヤルティ支払が販売条件として明記されている場合のみ、ロイヤルティを関税評価額に含めなくてはならなかった。しかし新関税法では、支払いに関する明確な取り決めがなくても、事実上ロイヤルティを支払っていれば、関税評価額に含めて申告することが必要となる。

例えば、EU現地法人がグループ内の中国工場から製品を仕入れEU内で販売している場合、その製品のライセンスを保有している日本本社へのロイヤルティ支払額を中国工場からの輸入価格に加算する必要が出てくる。また、実際にロイヤルティを支払っていなくても、税関によりロイヤルティを支払うべき取引とみなされれば、輸入価格への加算を要求される懸念もある。



(2) ファーストセールの廃止

旧関税法では、EUへの輸出目的の取引であれば、EUに輸入される前段階の販売価格(ファーストセール)をEU輸入時の関税評価額とすることが認められていた。新関税法では、このファーストセール制度が廃止され、EUへの輸入直前の販売価格を関税評価額とすることが定められた。例えば、EU現地法人がグループ内の中国工場から製品を輸入しており、その商流を日本本社が管理しているようなケースでは、中国工場から日本本社への販売価格ではなく、日本本社からEU現地法人への販売価格を関税評価額とする必要がある。



◆企業の関税負担が増加する可能性

新関税法は、通関業務や関税関連手続きをEUとして統一することを目指していることから、輸入国により異なる関税分類番号が適用されるなど税関の裁量余地に起因するトラブルが少なくなることが期待される。しかし、輸入金額が大きい企業にとっては関税負担額の増加というデメリットの方が大きくなる可能性が高く、サプライチェーンの再検討などが必要になってくる。 【今村弘史】